

秋田市告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務の指定公金事務取扱者の指定を次の者へ指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月16日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定公金事務取扱者の名称および所在地
株式会社雄和振興公社
代表取締役 奥田 正 樹
秋田市雄和妙法字糠塚1番地1
- 2 指定公金事務取扱者として従事する業務の名称
秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務委託
- 3 公金の取扱種類
公金の徴収